

社会福祉法人みどりの里 評議員・役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどりの里の定款第八条及び定款第二一条に基づく評議員、役員の報酬等の額に関し必要事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、定款第一五条、第一六条による理事及び監事をいう。
2 評議員とは、定款第五条、第6条による者をいう。

(報酬等の額)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支給する。
但し施設職員と兼職する役員には支給しない。

	報酬(日額)
理事会出席報酬等	5,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支給する。

	報酬(日額)
評議員会出席報酬等	5,000円

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、第3条により報酬を支給する。
2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、第3条により報酬を支給する。

(報酬等の支払方法)

第5条 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規定により支給する。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。